

日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

第一部 労働者状態

第五編 労働者の生活

第一章 家計

第一節 概況

朝鮮戦争を契機として世界的な軍備拡張の気運が増大したため、国際物価は戦略物資を中心に、うなぎ上りに騰った。このような国際情勢を反映して、物資の需給関係は動揺し、また輸出入品価格の上昇を通じて国内物価を騰勢へ導いた、とりわけ特需および輸出の対象となったもの、また原料に対する海外依存度の高い商品すなわち金属、機械、繊維、建築材料、ゴム製品等生産財の高騰が目立ち、生産財に比べれば消費財の騰勢が緩慢なことが特徴的だった。この傾向は一九五一年四月まで続き、五月に至って反落に転じた。しかし、朝鮮戦争以後の物価騰貴がこの下落率をはるかに上廻っていることはいまでもない。この間の物価の動きを日本銀行調査の東京実際物価指数(第一三九表)によってみよう。

(註)わが国の公私の機関で作成され公表されている物価指数は一〇以上ある。それぞれに特色があるが、大体、公定物価指数、闇あるいは自由物価指数、実効物価指数の三種類に分つことができる。そのうち実効物価指数というのは、公定物価でも闇あるいは自由物価でもなく、消費世帯の購入数量をウェイトして、それらを総合した物価指数である。よく利用される総務省統計局の消費者物価指数はその最も代表的なものである。ここで利用する物価指数のうち日本銀行調査の東京卸売物価指数と東京小売物価指数とは公定物価指数であり同じく日本銀行調査の東京実際物価指数は闇あるいは自由物価指数である。以上三種類の物価指数の動きを基準時を同一にして比べてみると、それぞれの特徴を現わしていて興味深い。

朝鮮戦争が勃発した五〇年六月と物価が反落に転じた五一年四月とを対比すると、生産財で八八%、消費財で四二%騰貴しており、消費財では繊維品七〇・八%、副食品六〇・四、主食品四・八九が目立っている。

一九五一年五月の反落の後消費財物価は一騰一落し、動揺が激しかったが傾向としては上昇を示し、年間を通じて約五・六%(一月対一二月比)の上昇となった。

ところで、五一年中における消費財物価の動きは、殊にその後半における主食を始めとする各種統制価格、料金関係の値上りによって特色づけられており、実際物価よりも寧ろ公定物価の動きに端的に反映されている。すなわち、政府は「経済に対する国家の干渉を排し、自由経済本来の姿に返す」という基本方針に基いて、一九四九年四月以来、当時二、一二九品目(大分類)に及んでいた価格統制を、五一年三月末までに二六三品目(そのうち一二〇は電気、ガス、運賃、通信料、地代、家賃、その他の料金関係で、価格関係は一四三品目である)に縮小したのであるが、この基本方針は朝鮮動乱後における米英などの経済統制強化によって再検討され、一月には主食の公価改訂、三月には酒類の統制価格改訂、四月には砂糖の公定価格、ラヂオ聴取料、授業料の値上げが

あり、つづいて五月には新聞購読料、八月には再び主食の公定価格改訂、電気料の値上げ、更に一〇月には入浴料、十一月にはガス料金、汽車賃、郵便料金、電話料金、一二月にはバス代、電車賃という状況で相次いで価格改訂が行われた。しかもこれらの価格改訂は家計において緊要度の高いものに一斉に行われたために、その影響は極めて大きかった。

一九五一年度中における主要消費物資の公定価格改訂状況は次のごとくである(日付けは実施月日)。

一月一日 五〇年一二月に五〇年産米の生産者価格を玄米三等石当り五、四二〇円に決定。これにともない、主食消費者価格も八・五%値上げ、一〇キロ当りにつき精米は五一五円(四四五円)外国精米四六五円(四四五円)。カッコ内は旧価格。

三月二三日 酒類値上げ、一升につき清酒特級九八〇円(九五〇円)、清酒一級七七五円(七五〇円)、合成酒一級五二〇円(五〇〇円)、焼酎三六〇円(三三〇円)、ビール一本一二三元(一一五円)。

四月一四日 綿花国際相場の急上昇にともない、綿糸の公定価格を三月二九日に七割二分引上げ。綿糸の公定価格引上げにともない綿織物の価格を五割から六割方引上げ。

砂糖、消費税と輸入関税の関係で三割強引上げ、小売値白砂糖一斤六八円、中ザラ六三元。

五月四日 一日から新聞用紙価格の統制廃止に伴い用紙代高騰のため日刊新聞購読料値上げ、月極購読料一〇〇円、一部売四ページ三元五〇銭、二ページ三元。

八月一日 主食の消費者価格平均一八・五%値上げ、一〇キロ当り内地精米六二〇円(五一五円)、外米五五五円(四六五円)、小麦粉四八五円(四一五円)、精麦内地産四八五円(四〇〇円)、同外国産四六〇円(四〇〇円)。

なお、小麦粉の値上げにより、パンの価格は一斤二八円(二五円)に改訂。

八月五日 電気料金値上げ、東京電力の需要別引上率は定額電燈一律三割、従量電燈平均一割四分。

十一月一日 国鉄運賃、貨物三割、旅客二割五分五厘の値上げ。

私鉄運賃二五%から三四%値上げ、旅客運賃は一六社(東京周辺は東武、西武、京成、京王帝都、小田急、東京急行、京浜急行の七社、大阪七社、名古屋、九州各一社)平均三二%、貨物運賃は各社とも一律三〇%。

郵便料金平均五割値上げ、葉書五円(二元)、封書一〇円(五円)。

電報電話料金値上げ、電報は基本料(一〇字まで)市外五〇円(三〇円)。市内三〇円(二〇円)。

電話は市内電話度数五円(二元)、基本料は平均一六・六%の値上げ。

十一月一二日 ガス料金値上げ、全国平均一割八分六厘、京浜地区一割七分七厘。

一二月二五日 都電、バス料金値上げ、都電は一回一〇円(八円)、都バスは一区一五円、一区増すごとに一〇円。

さて、以上のような物価の動きの下で、勤労者の生活はどのような状態だったろうか。次に総理府統計局編「消費実態調査年報、一九五一年」(昭和二七年四月刊)によってみよう。

(註)一九四六年七月以来総理府統計局では消費者価格調査を実施して来た。同調査はその名称の示すように、勤労者のみならずあらゆる階層(商人、経営者、自由業者、無職者その他)を含めた消費者世帯において現金支出されるすべての商品の価格について調査するもので、その調査世帯の選定がいわゆる層別任意抽出法によって行われたこと、また、それによって実効価格が捉えられ

ていたことによって、この調査は注目された。価格が闇価格と公定価格とに二分したような終戦直後の混乱した時期に、全国二八都市にわたって同調査が実施されたことは、物価の動向やひいてはわが国経済の現状を知る上にいろいろと役立った。ところで同調査の結果報告に掲載されていた全国あるいは各都市毎の費目別「一世帯当り家計支出金額」はしばしば国民の生活水準の測定にあるいは家計支出の分析に利用されたが、同調査が特に勤労者世帯を調査の対象としていない点、現金支出以外は全く現物消費を考慮しなかったこと、また支出のみの調査で収入と支出とを比べられないことなどのため、勤労者の家計、殊にその収支の状態を明らかにするには極めて不適當であった。

一九五〇年九月から、この消費者価格調査に勤労者世帯収入調査が附加され、調査の方法にも若干の修正が加えられて、その名も消費実態調査と改められた。そして、この改正によって、勤労者世帯における現金収支の分析にも大分役立つようになった。なお、調査都市は東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、札幌、帯広、青森、仙台、高崎、千葉、富山、甲府、松本、浜松、大津、松阪、奈良、鳥取、広島、徳島、今治、防府、福岡、長崎、都城、鹿児島の一八都市であるが、勤労者世帯の収支に関する結果表は東京、全都市、六大都市、中都市、小都市についてのみ作成され都市別の結果表は作成されていない。

収入状況

全都市平均でみると、収入総額のうちに占める実収支の割合は一二月を除くと、年間殆んど変化なく六六%台であった。実収入の一月を一〇〇とする月別の推移をみると、一〇月までに一三四・九%、一一月一四一・三%、年末には二五三・三%とかなり上昇し、その間特に二、三月と七月の上昇が目立っている。二、三月の上昇は主として世帯主の定期収入の増加によるもので、七月の上昇は臨時収支の増加によるものであった。この臨時収支の増加は八月も続いたが、一方定期収支も漸増し、一一月に実収入一六、八九八円に達した。世帯主の定期収入が実収支中に占める割合は平均して年七六・七%で、臨時収入は年平均六・五%であった。

その他の世帯員収入は年間を通じて漸増したが、その実収入中に占める割合は約一〇%でほぼ固定し、八月以降若干増加して年間平均では一〇・五%となっている。内職による収入、その他の実収入共に著しい増減はみられず、実収支中に占める割合は僅かであって結局実収支は世帯主の定期収入およびその他の世帯員収入の増加を中心に増加している(第一四二・一四三表)。

支出状況

第一四四・一四五表によってまず実支出の動きをみると、三月に急増して以後一高一低を続け、一〇月から再び漸増している。費目別では、主食は年平均二、八三七円で、その実支出中に占める割合は一七・五%に当り、八月の主食の公価改訂後その割合がかなり増加している。非主食費は月によって増減し、年初にくらべれば年末までにほぼ七〇〇―八〇〇円増加している。以上の主食、非主食を含めた食料費全体として実支出中に占める割合は一二月を除けば大体四七%台であった(戦前の一九三二年平均で三四%)。被服費、光熱費とも季節的増減がはげしい。そのうち被服費に対する支出は収入の増加が著しいときにその割合が増加する傾向がある。平均して被服費、光熱費は実支出に対してそれぞれ一一・九%、四・五%を占めていた。

収支状況

収支のバランスをまず実収支に対する実支出の過不足によってみると、第一四六表のごとく、月々必ずしも黒字を示している訳ではない。一月には正月の特別の出費に基くものとはいえ一、〇三一円もの大きな赤字を生じ、三月には実収入のかなりの増加にも拘らず二四九円の赤字で、五月に

も、ほぼ同額の不足を示している。六、七、八月には臨時収支の増加によると思われるかなり著しい実収入の増加のため黒字に転じたが、九、一〇月には再び赤字を示し、しかもその額は一〇月にほぼ五〇〇円に達している。更に勤労本業収入に対する実支出の過不足では、一二月を除き毎月二、〇一〇—三、〇〇〇円の不足ということになっている。

生活水準

勤労収入に対する実支出の過不足を「東京都家計調査報告」(第一四七表)によってみれば、いわゆる家計収支の赤字は一九四九年以来目立って緩和されたといえよう。すなわち、一九四九年までは大体各月(一二月を除く)とも赤字であったが、それ以後は黒字の月が増えている。勤労収入に対する割合で現わしてみると、一九四六年平均四八%、四七年二三%、四八年一八%、四九年九%、五〇年三%とその赤字率は急激に減少し、五一年では赤字の月は僅に四ヵ月で、逆に年平均で九%の黒字になっている。しかし、このことが、同時に生活水準の向上をもたらしているとは思われない。というのは、この家計の赤字の減少は賃金水準の向上という積極面と財産売却、借入金など実収入外収入余力の枯渇という消極面とが綾をなして、低位の均衡をもたらしているのに外ならないからだ。しかも、この積極的な均衡を益々つものらせる一つの大きな要因は税金負担の加重である。同じく「東京都家計調査報告」(第一四八表)によって実支出に対する租税負担の割合をみると、一九四七、四八年に八%前後であったものが、四九年には一四%強に膨脹している。勿論、その間幾度か勤労所得税の軽減がなされたが、それはすべて税負担の行過ぎを若干修正するに止まり、積極的な減税ではなかった。免税点は依然低く、また累進税率はなお高かった。従って名目所得の増加に伴って税負担はすぐに増大した。五〇年平均では一五・八%となり、五一年六月—九月は一六%を上廻っている。五一年度補正予算でも八月分に遡ってかなり減税が行われたが、それとても一時的緩和剤にすぎなかったのである、五二年度予算では更に財政規模は膨脹し、税負担の増加が見込まれている。

経済安定本部が発表した「昭和二六年度、年次経済報告書」では一九三四—三六年(昭和九—一一年)を基準とした一九五〇年における農村、都市それぞれの消費水準を前者九三%、後七三%、国民全体の消費水準を八三%と算定し、一九五〇年の国民総生産が実質的に戦前水準を若干上回るにもかかわらず、国民消費水準がこのように戦前水準より低い一因は租税負担の増加のためであって、国民所得に対する租税負担の割合は戦前で一三%、一九五〇年では二二%に達していることを指摘している。なお、一九五二年度予算の総額八、五二七億円は補正後の五一年度予算総額七、九三七億円に対して五九〇億円の膨脹であって、一方五一年度の租税印紙収入五、六〇八億円に対して、五二年度は六、三八七億円と差引七七九億円に上る自然増収の見積り増加が行われている。五二年度予算膨脹の最大の原因は防衛費をふくめた講和関係費の増加のためであって、その総額は二、三六一億円に上り、五一年度の一、三六五億円に対して約一、〇〇〇億円増加である。このため、講和関係費を差引いた内政費は五一年度の六、五七二億円に対し、五二年度は四〇六億円の圧縮である。この内政費の圧縮は産業経済費、民生関係費の圧縮を意味し租税負担の増加とともに国民の生活水準に対する圧迫となる。

ところで、賃金水準の向上とか、生活水準の停滞ということは、就業者についていえることで、失業者や賃金遅払のような場合には話は別である。一九四九年以降の雇用傾向をみると、常用よりも寧ろ専ら臨時工を充当する傾向が強まっており、賃金遅払、失業の増大が相変らず目立っている。そこで就業中の勤労者の生活水準が何とか維持されるような場合にも、失業者の生活は、ヤミ商売その他の道が殆んど途絶えている現在では、極端に切り下げられざるをえない。かくして勤労者全体としての生活水準は低落するばかりでなく、就業者の場合でも業種と企業によって賃金収入の不

均衡は拡大し、そのために生活程度の差も著しくなってくるのが、考えられる。

失業者世帯の家計

次に、少し前の資料であるが、労働省統計調査部で実施した「企業整備による被解雇者世帯収入支出調査」の結果によって、失業者世帯の家計についてみよう。

(註)「企業整備」による被解雇者世帯収入支出調査は一九四九年十一月一ヶ月間に実施された。調査の対象には一九四九年二月から七月までの間に企業整備を行って、最も多数被解雇者を出した八産業二〇事業所から現に失業中の三三五名が選ばれたが、その三三五名に対して調査の諾否を問合わせた結果、受諾者九〇名の世帯が決定した。集計されたのはそのうちの記入不備世帯を除く八八世帯である。従って、例数は極めて少いが、これによって失業者の家計の一端がうかがえる。

同調査の結果によると被解雇者八八世帯の平均世帯人員は五・一人で、解雇されたものが世帯主である世帯(以下世帯主被解雇世帯と呼ぶ)と世帯主でない世帯(以下世帯員被解雇世帯と呼ぶ)とに区別すると前者が六六世帯で七五%、後者が二二世帯で二五%であった。また世帯当り有業人員は「一人もない」か、「あっても一人」の場合が殆んど(七七%)で、特に世帯主被解雇世帯では過半数が有業者をもたなかった。

収入状況

総平均(第一四九表)についてみると、現金収入総額一〇、八五五円の中約三〇%は勤労収入以外の実収入、しかもその大半は失業保険金によって占められている。次に世帯主の収入が約二四%となっているが、これは世帯員被解雇者世帯の世帯主の収入の比率が高いためである。次に大きいのが世帯員の勤労収入、貯金引出、借金等の実収入以外の収入が一七・三%と一般労働者の家計に比べてはるかに異常である。更に世帯主被解雇者世帯と世帯員被解雇者世帯に区別してみると、現金収入総額では前者一〇、二一三円、後者一二、七七九円で約二五%高い。また、前者の実収入が約七九%にすぎないのに対し、後者では勤労収入が七一%も確保されているため、実収入は総額の九二%を占めている。しかも前者の実収入には救助金(失業手当)の三三%が含まれており、貯金引出、物品売却、借金等のやり繰り収入が一%を占めているのに対し、後者の実収入以外収入は僅かに八%に過ぎない。すなわち、世帯員被解雇者世帯に比べれば、世帯主被解雇者世帯の収入が救助金、貯金引出、借金等の一時的なものによって相当部分占められていることが分る。

現金収入のほか勤め先または内職による勤労の代価としてえられた現物収入についてみると、総世帯平均で一六二円で、その中一五五円(約九六%)は内職の報酬として現金の代りに受け入れたものである。

支出状況

第一五〇表によってみると、家計支出金額は総平均で一〇、三八四円、世帯主被解雇者世帯一〇、三三三円に対し、世帯員被解雇者世帯は一〇、五三九円となっている。費目別には食料費が六、三六一円で約六一・三%、被服費が一、〇七五円が一〇・四%、光熱費、住居費、雑費が四六一円、三八〇円、二、一〇七円となっている。

次に、被解雇者世帯の家計支出を第一五一表によって「消費者価格調査」結果の一世帯当り平均支出金額(一九四九年十一月分)による一般世帯の場合と比べてみよう。両者の五人換算では現金支出金額は一般世帯二一、六八二円に対し、被解雇者世帯は一〇、三九五円(一般の八二・

六%)、世帯主被解雇者世帯一〇、三九五円(一般の八二%)、世帯員被解雇者世帯九、八三一円(一般の七七・五%)ていずれも低い。食料費も一般世帯七、四〇四円に対し、被解雇者世帯平均六、二九八円(一般の八五・一%)、世帯主被解雇者世帯六、四四一円(一般の八七・〇%)、世帯員被解雇者世帯は五、八二〇円(一般の七八・六%)と低い値を示している。エンゲル係数は一般世帯五八・四%に対し、被解雇者世帯平均六一・三%、世帯主被解雇者世帯六二%、世帯員被解雇者世帯五九・二%ていずれも高く、被服費、住居費等の節約を余儀なくされており、それは世帯主被解雇者世帯において甚しい。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
